

平成27年9月2日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成27年9月11日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

(1) 平 ゆき子 議員

第2 認定案第1号から第7号、報告第1号
並びに議案第1号から第10号までの質
疑後委員会付託

第3 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月11日（金）午前10時00分 開議

○議長（森川雅之君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（森川雅之君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

一 般 質 問

○議長（森川雅之君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「一般質問」を行います。

昨日からの一般質問を続行します。

本日は質問順位11番であります。

発言に入る前に申し上げます。質問者は質問内容を簡明に述べるとともに、答弁者はその内容を的確に把握し明確な答弁をされますようお願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含め60分以内となっておりますので、御了承願います。

それでは、平ゆき子議員の一般質問を許します。平ゆき子議員。

（5番 平ゆき子君登壇）

○5番（平ゆき子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の平ゆき子でございます。

質問に入る前に、今、大変な被害に遭っています関東と東北地方など、50年に一度の記録的な大雨で土砂災害や河川が氾濫し、家屋に浸水するなど甚大な被害が続出しております。けさは、宮城県全域で特別警報が呼びかけられるなど、東北地域全体に広がる危険もあり、今後とも新たな土砂災害や河川の氾濫、浸水など、最大級の警戒が必要との報道でした。この大雨で家屋の被害をはじめ、行方不明の方、亡くなられた方、けがをされた方など、たくさんいらっしゃいます。心からお悔やみとともにお見舞いを申し上げたいと思います。大雨が早く収束すること、迅速な災害救助対策がとられますことを心から願うものでございます。

それでは、一般質問に移ります。

1番目は、安全保障関連法案、戦争法案について伺います。

安全保障法案は、安倍政権が強調する平和、安全、自衛とは全く無縁の法案であり、その自身は戦闘地域での兵站、戦乱が続いている地域での治安活動、米艦防衛のための武器使用、そして集団的自衛権、そのどれもが憲法を踏みにじる海外での武力行使そのものの戦争法案であることが国会の審議を通じて明らかになりました。

日本共産党が暴露した統合幕僚監部作成の内部文書には、国会で審議中にも関わらず8月中の成立、来年2月施行を前提に新ガイドラインの実施を計画、自衛隊を軍と呼び、米軍との軍軍間の調整所を設置、日米共同の作戦計画のもとに自衛隊を置いて活動させることなど、戦争法案が新ガイドラインの実行法であり、自衛隊を丸ごと米軍の指揮下に組み込むものであることが明らかになりました。国民の命を守るどころか、国民、国会を無視し、憲法を日米同盟に従属させる戦後最悪の戦争法案です。世論調査でも、5割以上が憲法違反と答えています。集団的自衛権の行使は憲法上許さない、この戦後半世紀にわたる政府の憲法解釈を180度大転換し、行使容認に踏み切った安倍政権への抗議の声は日増しに広がり、全国各地で抗議行動が行われています。

市長は、この法案についてどのような認識を持ちでしょうか、お伺いをいたします。

次に、マイナンバー制度について、3点お伺いをいたします。

マイナンバーは、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで、全員に生涯変わらない12桁の番号をつけ、国が管理し、税や社会保障の手続きなどで使用する仕組みです。現在は年金や税金、住民票などの個人情報公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。10月から番号通知が始まり、来年1月から税金事務、雇用保険などの事務で使用する計画です。希望者にはマイナンバーと氏名、住所、生年月日、性別を記載し、顔写真と情報蓄積のためのICチップを添付した個人番号カードが発行されます。身分証明書として使えると便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が上がっています。

さらに、今国会で可決した改定法では、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど、民間分野へ拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れリスクは高まります。

1点目の質問は、こうした内容を持つマイナンバー制度に対する市の見解を伺います。

2点は、現在までの準備状況と制度開始に向けた今後の取り組みについて伺います。

3点目は、日本年金機構の情報流出などを受けて、制度の危険性が報道されています。制度

開始に向けた市のセキュリティ対策について伺います。

次、3番目は、高齢者支援についてです。

2点伺います。1点目は、介護保険制度についてです。スタートして15年が経過した介護保険の現状は、家族の介護負担が重く、家族のために仕事をやめる介護退職は毎年10万人以上に上り、介護心中、介護殺人は後を絶ちません。行き場のない要介護者、介護難民が増え続け、厚生労働省が平成26年3月に公表した特別養護老人ホームの入所待機者は52万人以上に、これは当時の特別養護老人ホームの定員数とほぼ同じ数です。家族が介護できず、退院後はショートステイや老人保健施設等を転々するなど、介護漂流という状態が起こり、さらに行き場のない要介護高齢者を長期にわたって宿泊をさせる、お泊まりデイサービスや低価格を売り物にする無届けの老人ホームなどに住まざるを得ない高齢者も増えています。

一方で、介護職場では募集しても職員が集まらないなど、慢性的な人材不足で、10年後には37万7000人以上も不足するという見通しが今年6月、厚生労働省の2025年に向けた介護人材需給推計で出されました。2025年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者になり、ひとり暮らしや老老世帯が急増することから、介護の事業は急増することは必至です。現状の介護保険はまさに危機的状況であり、抜本的な建て直しが必要です。

ところが、現在、社会保障改革の名のもとに医療改革と一体で進められる介護保険改革は全く逆の大改悪です。主な改悪は、今年4月から要介護度1、2の方への訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、市町村事業へと移行させる、特養ホームからの要介護度1、2の軽度者の締め出し、8月から一律1割の利用者負担を一定の所得、単身の場合で年金収入のみの場合、年収280万円以上は2割負担に引き上げられ、低所得の施設利用者への食費、居住費の補助、補足給付の削減など4つがあります。同時に、介護事業者を支払われる介護報酬はマイナス2.27%の引き下げ改定が行われました。報酬削減は事業所経営に大きな打撃を与え、賃金労働条件の悪化につながり、サービス低下や事業所の撤退、廃業を呼び起こしかねません。まさに介護崩壊を招きかねないものです。

そこで伺います。今回の介護保険制度の大改悪にあたり、茂原市では市民への周知や窓口対応などどのように取り組んでいるのでしょうか。

2点目は、障害者控除認定についてです。障害者控除は、身体障害者手帳や精神障害者手帳の発行を受けている方などが該当いたします。このような障害手帳を持っていなくても、要介護認定などを受け、障害の程度が障害者に準ずる65歳以上の方も市町村長の認定を受ければ控除の対象となり、該当者には障害者控除認定書が発行されます。しかし、せっかく障害者控除

を受けられる資格があっても、制度を知らないため申請していない要介護者も多数に上ることが予想されます。本来は、どこに住んでいても等しく行政のサービスを受けられるべきですが、現実には、障害者控除を受けられる資格がありながら認定基準がなかったり、認定が厳しかったりと、各自治体の姿勢や対応の違いが発行状況に大きな格差を出しているのが現状です。

こうした中、茂原市の障害者控除の取り扱いや実施状況を伺いまして、私の第1回目の質問といたします。

○議長（森川雅之君） ただいまの平ゆき子議員の一般質問に対し当局の答弁を求めます。

市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 平ゆき子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

戦争法案についての中で、安全保障関連法案に関する認識についての御質問でございますが、私といたしましては、国際社会における国家としての安全保障に関わることであり、国政の場で十分議論を尽くしていただき、国が責任を持って判断していくべきものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

（総務部長 豊田正斗君登壇）

○総務部長（豊田正斗君） 総務部所管に関わりますマイナンバー制度に係る御質問について御答弁をいたします。

初めに、マイナンバー制度に対する市の見解はということでございますが、マイナンバー制度は、正確な所得等の把握による給付と負担の公平化、他の自治体とのネットワーク化による効率的な行政事務の執行などに寄与する制度であります。また、市民の皆様のメリットといたしましては、役所に提出する添付書類の削減や身分証明書としての個人番号カードの利用が可能となります。将来的には、自宅のパソコンから自分の情報を閲覧したり行政機関への申請を行うことができるシステムの構築も国が検討していることから、市民の利便性の向上にもつながるものと考えております。

続きまして、現在までの準備状況と制度開始に向けた市の今後の取り組みについてでございますが、本年10月からのマイナンバー通知に向け、これまで住民基本台帳システムの改修や市民の皆様への広報及び窓口職員の説明会などの準備を行ってきたところでございます。今後は、既に着手している税システム及び社会保障系システムの改修や各システムで個別に管理しているあて名の統合作業を完了させるとともに、個人番号カード発行用端末の改修も行ってまいり

ます。また、市民への広報及び職員への研修についても引き続き行っていくことにより、来年1月からのマイナンバーの利用開始に向けて遺漏のないよう取り組んでまいります。

続きまして、日本年金機構の情報流出などを受けまして、制度の危険性が報道されている、制度開始に向けた市のセキュリティ対策についてでございますが、標的型攻撃メールの対策については、職員に注意喚起の通知をするとともに、独立行政法人情報処理推進機構作成の標的型攻撃メールの見分け方を職員に周知し、被害の予防に努めております。マイナンバー制度のセキュリティ対策については、外部との情報連携に行政専用のネットワークであります総合行政ネットワーク（LGWAN）を用いることや、マイナンバーを利用するシステムへアクセスできる職員を限定し、アクセス記録を管理することなどの技術的な安全対策を講じております。また、情報システムの管理、運用の職員研修を実施し、さらなる安全対策について努めてまいります。以上でございます。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

（福祉部長 鈴木健一君登壇）

○福祉部長（鈴木健一君） 福祉部所管の御質問に答弁させていただきます。

初めに、介護保険制度の改正にあたり、市民周知や窓口対応など市の取り組みはという御質問にお答えいたします。市といたしましては、対象となる方に対して個別に国の文書に加え市独自の説明文書を送付してわかりやすい説明に努めるとともに、介護の現場で高齢者と関わっているケアマネジャーへの事前説明を行い、対象者への説明や申請手続などの協力を得ることで、より円滑な事務手続きの実施に努めているところであります。

次に、介護保険の要介護者認定に係る障害者控除の取り扱いと実施状況はという御質問にお答えいたします。介護保険の介護認定者に係る障害者控除の取り扱いについてですが、介護認定を受けている高齢者で障害者手帳を受けている者に準ずる方などに対し認定書を発行し、所得税及び住民税の申告の際に税控除の証明として御利用いただいております。本市では、国から高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについてとして示された基準をもとに認定書を発行しております。

なお、平成26年分の認定書発行実績は、特別障害者控除分と普通障害者控除分を合わせて274件となっております。以上でございます。

○議長（森川雅之君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、これからは一問一答方式でやらさせていただきます。

初めに、戦争法案についての再質問です。安倍政権は、安保法案は合憲だ、憲法解釈の論理

的整合性と法的安定性は保たれていると強弁をしています。しかし、圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長に続いて最高裁判所の長官を務めた山口氏も、安保法案は憲法違反と断じました。

9月9日の国会の参考人質疑で、大森元法制局長官は、憲法の基本原理からの重大な逸脱、このように批判をしています。国民は安倍政権の法案への説明に納得するどころか、戦争法案反対の声はますます大きく広がっています。全国各地、各界で空前の反対運動が巻き起こっています。

8月30日に取り組まれた戦争法案に反対する全国大行動は、12万人が集結した国会議事堂周辺をはじめ、全国1000カ所以上で取り組まれ、60年安保闘争以来、最大規模の国民的闘争となっています。この茂原市でも、毎週火曜日、夕方6時から7時までの茂原駅前での抗議行動をはじめ、9月5日土曜日には戦争させないピースウォークが取り組まれ、100人を超える人たちが午後3時、茂原市役所に集合し、「安倍許さない」「戦争法案ノー」などのプラカードを手に「戦争法案絶対反対」「憲法9条を守れ」「強行採決絶対反対」、こう叫び、抗議の行進をしました。こうした国民の声、そして行動に対して、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（森川雅之君） 当局の答弁を求めます。市長 田中豊彦君。

○市長（田中豊彦君） 私としては、国政の場で議論を尽くしていただき、国民の疑念や懸念にしっかりと応えていただくべきものと考えておりまして、国会議員の方々には、とにかく一生懸命国民の疑念や懸念にしっかりと応えるような質問等をどんどんやっていただきたいと思っております。

○議長（森川雅之君） さらに質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 田中市長のお答えは、国会でやるべきことは国会でやってほしいというような答弁に尽きると思うんですが、戦後70年の年、戦争か平和か、これは日本の重大な岐路に今立たされているわけです。住民の命と安全を守る、こうした責務を担う、自治体の首長としての立場で、ぜひこの法案を廃案にするよう国に対して意見を上げるべきだと思うんですが、お答えをお願いします。

○議長（森川雅之君） 市長 田中豊彦君。

○市長（田中豊彦君） 外交、それから安全保障に関しては、基本的には国の専権事項でございまして、基礎自治体の1首長としての私の見解につきましては、答弁を差し控えさせていただきますと思っております。

ただ、何度も言うようですが、まだまだ国会での審議等、国会議員はいっぱい出ていますの

で、とにかく真剣にやっていただくよう、私からもお願いしたいとは思っております。以上です。

○議長（森川雅之君） さらに質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 何度も伺って、同じような答弁で、多分そういう答弁だろうとは思いますが、これに関わるようなもので、前に海外派遣法の恒久法案に対しては、第10条に、関係行政機関の協力を求めると定められております。要するに、地方自治体にも協力を求められるんですね。そういう立場であれば、やはり住民の暮らしを守る、命を守る、この立場でぜひ明確な態度表明をすべきだと私は思うんです。野田市の根本市長は、きっぱりとした反対表明を行っております。それに続きまして流山市の井崎市長も、共産党議員の質問に「戦争しないために多くの国民の英知を集め、国の積極的な外交努力によって平和を維持する環境づくりに期待」、このように答弁しています。また、印西市の板倉市長は、九条の会の申し入れに「戦争は二度とやってはいけない、日本がこれまで平和を保ってきたのは憲法があったからだ」と、このようにはっきり態度表明をしております。これに対しても同じようなお答えが返ってくると思います。市長の認識、見解がそういうことだと受けとめ、次に移ります。

2、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

今、マイナンバーが始まるので皆さんに発行したり通知を送る準備などされていますが、庁内でどのような課が業務でマイナンバーを取り扱うのかをお伺いします。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 住民基本台帳を取り扱います市民課をはじめといたしまして、税や社会保障に係る業務を所管する11の課においてマイナンバーを取り扱う予定でございます。また、職員課においても、事業所として、職員にかかる税や共済事務の手續においてマイナンバーを取り扱うこととなっております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、そのマイナンバーを取り扱う課は、制度の開始後、業務においてどのような影響が出るのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） マイナンバーを取り扱う各課におきましては、申請書等にマイナンバーの記載を求めますとともに、記載されたマイナンバーが正しいのか、申請者と窓口に来庁している人が同一人物であるかなど、厳格な本人確認を行うことが義務づけられております。一方で、市に提出される帳票類にマイナンバーが記載されることによりまして、正確な名寄せ

が可能になるとともに、平成29年7月以降、ネットワークを介しまして他の地方公共団体との情報の受け渡しが可能となります。これによりまして、業務の効率化が進むものと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） このマイナンバー制度の開始に向けて、システムの構築費や人件費など、市の財政負担が必要だと思うんですけども、このうち、当然、国からもくると思うんですが、国から補助のない分、市が独自に持ち出す分、実質的な市の負担はどれくらいだと見込まれているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） マイナンバーの制度開始に向けました市の負担分ですが、平成26年度分では83万7000円、平成27年度分につきましては701万1000円となっております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 昨年度から既にこういった費用負担が出ておるんですけども、全体で今のところ約800万円ということなんですけれども、こうした負担がある中で、市は費用対効果、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 現在、国におきましてマイナンバーの利用範囲の拡大を検討しており、その効果については不確定な部分もあることから、現時点におきまして明確に費用対効果を判断することはできませんが、行政と市民の皆様双方にとりまして利便性を向上させる効果はあるものと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 将来は利便性がある、このようにお考えのようですけれども、それでは、こうした市民だけでなく、事業所の準備が報道でも大変遅れていると聞いております。特に中小企業はシステム業者に委託するというわけにもいかずに負担が大きい、こういうことも報道されております。市は、こういう点でどのように認識されているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） マイナンバー制度に対する準備につきましては、従業員100人以下の中小企業は安全管理に関する基本指針の策定やシステムへのアクセス記録を残すことなどは義務づけられておりません。しかしながら、中小企業においてもマイナンバーの取得や保管などについての準備は必要ですので、引き続き制度の周知を図ってまいりたいと考えておりま

す。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 中小企業に対しては、本市では地域経済を担っている、こういう中小企業が茂原市では9割以上を占めています。中小企業に対して制度の周知を図るとのことですが、相談や問い合わせ等、こうしたことに応えるような支援を考えているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 市といたしましては、中小企業に対する相談窓口等を設置する予定はございませんが、パンフレットの配布によりまして、マイナンバーの利用にあたっての注意点や安全管理の徹底についてお知らせしてまいりたいと考えております。

なお、問い合わせ等に対しましては、その内容に応じまして、税務署やハローワークなど関係行政機関の窓口を案内してまいりたいと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） この市役所でも職員からマイナンバーの提供を受けて管理していくことにおいては、この事業所とも同じような立場だと思うんです。制度開始に向けた点での準備はどのように図られているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 平成28年1月以降、市も1つの事業所として職員の税関係、あるいは共済組合関係の書類等にマイナンバーを記載することが必要となってまいります。そのため、10月以降、各職員からマイナンバーの届出を受けるとともに、人事情報総合システムについて改修を予定しているところでございます。市といたしましても、来年以降の関係書類作成について遺漏のないよう万全の準備をしてまいりたいと考えております。

○5番（平ゆき子君） 10月からのマイナンバー通知、これは住民票に記載の住所に送付されるということですが、施設に入っている人、病院にいる単身者に間違いなく通知が届くか、これは大変心配です。市の対策を伺います。

○議長（森川雅之君） 市民部長 相澤 佐君。

○市民部長（相澤 佐君） マイナンバーをお知らせする通知カードの送付にあたりましては、本年7月27日付けで、総務省より、やむを得ない理由によりあらかじめ施設や病院を居所として登録することにより、通知カードを受け取ることができることとする事務処理要領が出されました。これを受けまして、厚生労働省より、日本医師会や日本病院協会、また都道府県の衛

生部局、介護保険部局を通じまして、医療機関、介護保険施設などの関係機関及び関係団体に対しまして長期入院者、入所者の居所情報の登録申請に関する周知と申請書の確認依頼が行われております。本市におきましては、9月1日号の広報誌、また9月3日には自治会を通じてのチラシ配布により周知を行いますとともに、医療機関、介護保険施設などからの問い合わせに対応するなど、通知カードの円滑な送付に努めてまいります。

○議長（森川雅之君） さらにありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、このマイナンバーが付番される時点で住まいがない人、DV被害者で住民票を動かさずに避難をしている人、また、さまざまな事情で自分の身元を明らかにしたくない人など、住民登録がない住民に対しては市としてどのようにマイナンバーの通知をされるのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 市民部長 相澤 佐君。

○市民部長（相澤 佐君） 住民登録がない方につきましては、通知カードの送付は行われな
いことになっております。その方が新たに住民登録を行った市町村でマイナンバーが付番され
まして、通知カードが送付されることになります。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 特にDV被害者に対しては、ぜひ、本人に必要な対応がなされるよう
にお願いしたいと思います。

市民の手元にカードが配達できずに市に戻ってくるマイナンバー通知の処理、1月からのマ
イナンバーカードの発行など、これは今後、事務量の増加が見込まれます。どのような体制で
対応されるのかを伺いたいと思います。

○議長（森川雅之君） 市民部長 相澤 佐君。

○市民部長（相澤 佐君） 配達ができずに市に戻った通知カードにつきましては、職員によ
る住民登録と居住状況の確認を行います。住所移動された方は転入先等にて交付されることと
なりますが、居住していない方の通知カードにつきましては、3か月間保管の後、破棄手続き
を行うこととされております。また、1月からの個人番号カードの交付事務につきましては、
交付時における本人確認と複数の暗証番号の設定が必要となりますので、市民課窓口の混雑を
避けるため、市役所庁舎5階に2カ所の受付交付窓口を設置いたしまして、市民課職員と新た
に採用する非常勤職員により円滑な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 5階に新たな専門の窓口を設置する、こういうお話ですけれども、そ

の対応する職員数など具体的にお話ししていただければ、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（森川雅之君） 市民部長 相澤 佐君。

○市民部長（相澤 佐君） 対応する職員数は、これからまたその状況に応じて検討させていただきたいと思います。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それは今後検討するというので、そのほかにも通知カードや番号カードの裏書き処理、これは住所を変えるたびに、これまでの転入の手続きのほかに通知カードに新しい住所を裏書きする作業がある、このように伺いました。そういった業務もさらに多くなるということで、忙しい時期での市役所の窓口、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森川雅之君） 市民部長 相澤 佐君。

○市民部長（相澤 佐君） 住所や氏名の変更があった場合、通知カードまたは個人番号カードの券面に変更事項を記載する必要があります。この処理時間の短縮を図るために、券面に変更事項を印字できるプリンターを備えたシステムを市民課及び本納支所に導入しまして対応してまいります。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、大量の個人情報を管理している基幹系パソコン、これがインターネットに接続していると情報流出の危険性がある。情報系パソコンはインターネットに接続していると思われるんですが、基幹系パソコンが情報系パソコンと接続されて危険な状態となってしまうのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 個人情報を管理しております基幹系パソコンとインターネットに接続されております情報系パソコンは、物理的に遮断された状態で管理されております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） システム上から情報の流出がないとしても、不正に他人のマイナンバーを手に入れて、本人になりすまして手続きを行うことにより情報が流出してしまう恐れがあると思うんですけれども、これに対しての市の対応はどうでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カードや運転免許証など、いわゆる顔写真つきの公的な身分証明書により本人確認を

厳格に行うことが法律で義務づけられております。各種申請におきましても、マイナンバーだけで手続きを行うことができませんので、本人になりすましての情報の流出はないものと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 二重、三重の対応をしているから危なくはないというようなことで、システムからの情報流出、なりすましによる情報流出というのは大丈夫と、このようにおっしゃるんですけども、本当にそうなんですか。現在、これまで以上に個人情報の保護の重要性が増している中、市が管理している個人情報の状況を把握し、情報流出の危険性についてさらに認識する必要があるのではないのでしょうか。そうした中で、マイナンバー法は情報流出の危険性をあらかじめ点検する。この点検をするために特定個人情報保護評価が義務づけられています。このように聞いておりますが、本市の実施状況はどうでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 特定個人情報保護評価でございますが、マイナンバーに結びつけられた個人情報を利用する事務ごとに個人情報を保有することについてのリスクを自己評価するものでございます。保有する個人情報の人数に応じまして、全項目評価、重点項目評価、基礎項目評価を実施することが義務づけられております。本市におきましては、重点項目評価で2つの事務を、基礎項目評価で15の事務について評価を実施しました。

○議長（森川雅之君） さらに質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） この実施された評価というのは自己点検ということですが、第三者が評価すべきではないかと思えます。自己点検では公平な評価ができないのではないのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 特定個人情報保護評価のうち、保有個人情報30万人以上の事務につきましては全項目評価が必要であり、この場合にはパブリックコメントや第三者点検が義務づけられております。本市の規模においては、先ほど申し上げました重点項目評価及び基礎項目評価が該当するため、第三者点検等は義務づけられておりません。しかしながら、5年に一度の評価の再実施が義務づけられております。自己点検ではございますが、定期的に評価を実施し、内容の見直しを行うことにより評価できるものと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） マイナンバー導入で、国民にとっては非常に行政手続き等の手間が省けて便利だと、このように国も市のほうも宣伝されていますが、多くの国民は年に一度あるか

ないかのこうした手続きに、むしろ個人番号を他人に知られないように管理する、こちらのほうが非常に大変な労力だと思います。他人による番号の不正利用、また、個人情報の流出によってもたらされる被害のほうがはるかに深刻だと思います。

内閣府の調査では、「プライバシー侵害の恐れ」32.6%、「個人情報不正利用の被害が心配」32.3%、「国による監視の恐れ」18.2%、「特に不安がない」11.5%を上回っております。情報保護のさまざまな措置をとっている、こういうことをいくら説明されても懸念と不安は消せないというのが国民の声です。こうした国の制度の実施、延期を求めるべきではと思いますが、市のお考えを伺います。

○議長（森川雅之君） 総務部長 豊田正斗君。

○総務部長（豊田正斗君） 本制度は、法律に基づく制度でありますので中止することはできません。初めに御答弁申し上げたように、給付と負担の公平化、効率的な行政事務執行、市民の利便性向上、こういうことにもつながりますので、引き続き安全対策に万全を期して、滞りのないように準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 市の姿勢はわかりました。ただ、共産党は、このマイナンバー法制に対しては反対しております。ぜひ撤回してほしい、このように思っております。

次に、高齢者支援についての介護保険制度についてお伺いをします。

今回の介護制度の改定、4つの改悪が進められておりますが、要支援1、2の介護制度はがし、これは平成29年度までに実施ということですので、茂原市はまだ行っておりませんので、今回はこの点を省いて3つの点について順次質問をしたいと思っております。

自己負担が1割から2割負担、これは大変な負担だと思うんですが、対象者は茂原市では何人、また、その人たちは介護認定者の中ではどの程度の割合を占めているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 今年度から介護認定を受けている高齢者全員について、課税状況や前年度の所得などにに基づき、負担割合証を交付しております。7月現在で介護認定者3913人のうち2割負担の方は343人となっており、介護認定者に占める割合は約8.8%となっております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） この自己負担2割への引き上げに対して周知不足で高齢者によく伝わっていない、このような報道もされています。また、仕組みもよくわからない、これも指摘さ

れています。問い合わせや苦情が自治体窓口に相次いだと新聞報道がされておりますが、本市での問い合わせ等はどうだったでしょうか、お伺いをします。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 2割負担となった方からの問い合わせ状況ですが、負担割合証を送付した7月から8月にかけて、主に2割負担となった理由についての問い合わせがありました。市では、2割負担となる基準について個別に説明するとともに、自己負担が一定以上の額となった場合は、高額介護サービス費の支給により負担が軽減されることもあわせて説明を行ったところでございます。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 個別に対応されているということですので、ぜひ今後も丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、介護施設入所者に対して低所得の方の食費、居住費を補助するという補足給付、これまで本人が非課税世帯であれば適用されたわけですが、この8月からは補足給付を受けるための審査基準として資産の要件が加わったことに伴い、どのような資産確認を行っているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 介護施設に入所している方の食費、居住費の負担軽減制度である補足給付については、これまで非課税世帯であれば軽減の対象となっておりますが、今年度から資産要件が追加となり、預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える場合は非該当となっております。資産要件が追加されたことに伴い、申請書の添付書類として預金通帳の写しと預貯金の残高照会についての同意書が必要となりました。窓口では通帳の写しで預貯金残高を確認するとともに、その他の資産については聞き取りで確認しております。

なお、金融機関への残高照会については、疑義が生じた場合など必要に応じて行ってまいります。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） この補助を受けるため申請手続きで貯金通帳のコピーの提出を義務づけるなどしたために、認知症を患っていらっしゃる方、その家族からは通帳の場所がわからないので申請できないなど、申請が困難で提出書類が間に合わないというような問題も起きております。ただ、こうした問題に対して、日本共産党の小池 晃参議院議員は、国会で、給付資格が申請断念に追い込まれている、冷たいやり方はやめるべきだ、こういうことに対して塩崎

厚生労働大臣は、7月13日に書類提出が間に合わなくても支給決定は可能、認知症などで親族らの助けも望めない場合も一旦支給できる、こうした通知が出されたそうです。市町村でも手続きの相談に丁寧に対応する、こういうことも表明しております。茂原市でも、こうした方には支給されているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 申請につきましては、申請日に属する日の月末までに認められれば月初めにさかのぼって支給されます。

なお、一時的に利用者の負担は増えますが、提示することができない、やむを得ないと判断するものであれば、介護保険法施行規則第83条の8により、遡及的に支給することができると考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） ぜひ丁寧な対応をお願いいたします。

それでは次に、特別養護老人ホームの入所については別に限定がなかったんですけども、この4月からは要介護3以上ということに限定されてしまいました。それでは、居宅介護が困難な要介護度1、2の入所希望者への扱い、どのようにされているのでしょうか。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 制度改正により在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が優先的に特別養護老人ホームに入所できるよう、原則、要介護3以上の方のみが入所できるとされましたが、認知症等により特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合については、特例的に要介護1、2の方の入所が認められております。各施設においては、この特例を踏まえ、要介護1、2の方も含めて入居の優先度を判断しております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、特例もあり、要介護1、2の人たちも含めてとりあえず個別に対応していただけるということを確認させていただきました。

次に、高齢者支援の障害者控除認定について伺います。この茂原市で実施している介護保険の障害者控除認定書には、普通障害者控除区分、そして特別障害者区分があるということですが、それぞれの控除額を伺いたいと思います。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 控除額についてですが、本人控除分として所得税では普通障害者控除が27万円、特別障害者控除が40万円、住民税では普通障害者控除が26万円、特別障害者控

除が30万円となっております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、普通障害者控除、特別障害者控除の認定の基準について、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 認定方法につきましては、主治医意見書の日常生活の自立度の身体と精神の状態に基づき認定しております。身体の場合は、状態の軽度から重度の順で、J 1、J 2、A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2の8ランクに分かれ、A 1からB 2までが普通障害者、C 1とC 2を特別障害者として区分しております。A 1、A 2は、屋内で生活は概ね自立しているが、介助なしに外出しない方。B 1、B 2は、屋内での生活は何かしらの介助を要し、日中もベッドで生活が主体であるが、座位を保つ方。C 1、C 2は、一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する方となっております。

なお、身体ランクB 2でその状態が6か月以上継続している方については、特別障害者として認定しております。

精神の場合は、軽度から1、2 A、2 B、3 A、3 B、4、Mの7ランクに分けられ、2 Aから3 Bまでが普通障害者、4とMを特別障害者として区分しております。2 A、2 Bは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる方。3 A、3 Bは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする方。4は、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする方。Mは、著しい精神症状や問題行動、あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする方となっております。

○議長（森川雅之君） さらに質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） この障害者控除対象者への周知なんですけれども、障害者の対象となる方には文書を発送していると、こういうふうに向っているんですけれども、その実績について伺いたいと思います。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 平成26年度は特別障害者控除の対象となる918人の方に案内文を発送いたしました。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 特別障害者控除対象者全員に案内書を送付しているということですね。

れども、ぜひ普通障害者控除対象者にも同様に実施すべきではと考えますが、どうでしょうか。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 普通障害者控除対象者への案内につきましては、税の申告にあわせて広報等で周知するとともに、介護の新規認定時や更新時に説明文を同封するなど、より効率的な周知を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今、茂原市での障害者控除の対象をぜひ拡大していただきたい、このように思います。市からいただいた障害者控除一覧表を見ますと、郡市の状況が出ているんですが、ほかは茂原市と比べて特別障害者控除の対象が緩やかなんです。茂原市が厳しいんですね。ぜひ認定基準の見直しを図るべきだと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（森川雅之君） 福祉部長 鈴木健一君。

○福祉部長（鈴木健一君） 本市では、平成22年分まで介護認定を受けている65歳以上の高齢者で6か月以上寝たきりの状況にある方を控除対象者としておりましたが、平成23年分から認定基準の見直しを行い、認定書発行の対象となる方に認知症高齢者や普通障害者を追加し、控除対象者の範囲を拡大いたしました。市では、障害者手帳を取得されていない高齢者でも手帳取得者と同等の症状の方に対し認定書を発行しており、国の通知に基づき発行しているものと認識しております。

○議長（森川雅之君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） まとめさせていただきます。介護保険制度見直しのたびにサービス低下やひきはがし、こういうことが行われ、負担増のオンパレードです。この制度では自治体では、手が出せない、何もできないような、そういう答弁なんですけれども、市が裁量で高齢者の生活が支援できるものがあるのでしたら、特に介護者の家族のためにも大きな支援となります控除、ぜひこの制度の範囲拡大をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森川雅之君） 以上で平ゆき子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前11時04分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前11時15分 再開

○議長（森川雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定案第1号から第7号、報告第1号並びに
議案第1号から第10号までの質疑後委員会付託

○議長（森川雅之君） 次に、議事日程第2「認定案第1号から第7号、報告第1号並びに議案第1号から第10号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、認定案第1号「平成26年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります。が、本案については、議会運営委員会の協議に基づき決算審査特別委員会を設置し、その席で細部について審査を願うこととし、本議場においては、市長の政治姿勢等に係る大綱のみについて質疑を願うこととしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

それでは、最初に認定案第1号「平成26年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」大綱的な質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第2号「平成26年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、26年度決算でございます。平成25年度に引き続き黒字となっております。10億円を超える黒字でございます。それだけの黒字であれば、保険税の引き下げが可能ではないかと、こういうことを端的に伺います。

○議長（森川雅之君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 片岡 修君。

○市民部次長（片岡 修君） 単年度決算では確かに黒字が続いている状況でございます。平成26年度決算では10億7000万円の黒字でございました。しかしながら、10億7000万円のうち4億3000万円を今年度の予算に歳入として計上しております。そのほか、保険給付費に対して国から交付されている負担金の返還分として約7000万円が必要となっておりますことから、全てが余剰金ということではございません。今後も医療費の増加や被保険者の減による保険税の減収が予想され、財政運営が厳しい状況が続くものと思われまます。したがって、今後は収支を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（森川雅之君） 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 保険財政の基盤安定の制度が拡充されるとはいえども、年度末の突発的な高額利用費を必要とする、こういう事態の発生などがありますから慎重にならざるを得ないというのは十分理解できるんですが、きのうお答えいただきましたように、昨年から低所得者支援の目的での公費の投入が約束されたわけでありまして。本市への金額がなかなか確定しないというのはわかります。予算化が難しいということもお伺いしました。ですけれども、きのうも確認しましたけれども、歳入は純増となるわけでありましてから、それで何とかできるのではないかと思うのが人情だと思わすけれども、基金への積立は優先しない事項だと伺っております。そしてまた、現状、一般会計からの法定外の繰り入れはやっていないという本市の状態がありますので、繰り返しになりますけれども、保険税引き下げのあらゆる手段を検討していただきたいということ強くお願いいたしまして、終わります。

○議長（森川雅之君） 要望でよろしいですね。

○1番（飯尾 暁君） はい。

○議長（森川雅之君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第3号「平成26年度茂原市特別会計下水道事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第4号「平成26年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第5号「平成26年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第6号「平成26年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第7号「平成26年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。あり

ませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第1号「平成27年度茂原市一般会計補正予算(第2号)」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第2号「平成27年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算(第1号)」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第3号「茂原市まちづくり条例の制定について」質疑を許します。

三橋弘明議員。

○20番(三橋弘明君) それでは、議案第3号「茂原市まちづくり条例の制定について」。

まず初めに、市民、市民等についてお伺いいたします。市民と市民等に分けたことは苦肉の策と言えますが、市民等にも市民と同等の権利や情報共有、参加、協働を定めており、結論的には、市民等も茂原の市民と同じと理解した上でまずお伺いしますが、市民等の定義において、「市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体」とあります。

そこで、政治団体や政治結社は市民等になるのか。宗教法人や団体、例えばオウムとかアレフはどうか。暴力団山口組とか住吉、そういうものはどうか。また、茂原市に住む、また働く外国籍の人全て市民等になるのか。

極端な話とすれば、グリーンピースとかI Sが市内で何らかの活動をすれば、市民等になるのかお伺いします。

また、市民等も市民サービスを受けることができるのか、お伺いいたします。例えば平成20年まで朝鮮学園に負担金を出しておりましたが、朝鮮総連などから本条例を根拠に再開を求められたとき、どう対応するのかお伺いいたします。

○議長(森川雅之君) 当局の答弁を求めます。企画財政部次長 中村光一君。

○企画財政部次長(中村光一君) 御質問の市民等の等には、社会通念上、公序良俗に反すると法律等で規制されています、いわゆる反社会的な団体、例えば暴力団ですとかオウム真理教などにつきましては、たとえ市内で何らかの活動をしたとしましても、本条例の解釈上、当然、含まれるものではないというふうに考えております。

また、どのような団体がこうした適用外となるかにつきましては、個別に判断してまいりたいと考えております。

本条例は、市民の皆様の良識を反映した上で、まちづくりの担い手が共有する基本的なルールとなることを念頭に置いて策定いたしましたものでございますので、特定の団体や一部の市民に偏ることがないように幅広く御意見を伺う多様な機会を市としてもきちんと提供していかなくてはならないものと考えております。

なお、市民サービスは、基本的には住民を対象として適用されるものでございますが、道路の整備ですとか、図書館、体育館の利用など、住民だけに限らず、結果的には本市に通勤通学される方などにも及ぶものであるものと考えております。

また、朝鮮総連の補助金の再開ということですが、千葉市が平成26年度から再開をしておるということを知っておりますけれども、これは人道的にやっておるということで、これについてはまちづくり条例ではなくて、補助金を求めてきたら、そのことに対応して判断をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森川雅之君） 再質問ありますか。三橋弘明議員。

○20番（三橋弘明君） 反社会的ということで、個別に判断ということですから、なかなかその辺の市民等に対する判断というのが難しくなるのかなということが考えられます。そういう中で市民等も、市民、市民等で市民自治を行うということなんですけれども、この市民自治ということは聞こえはよいのですが、その本旨、目的がよく理解できません。市民等が参加、協働し「自らの地域をよくするために、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動していく」とあります。市民等が市長と提携協力し市政運営をする、市民等が議員と協働し、議会議員活動をする、市民等が職員と連携し行政運営を行うと理解してよいのか、お伺いいたします。

それと、埼玉県の志木市では、正規の市職員は補充せず有償ボランティアを雇い行政パートナーとして市政の協働運営をしているとのことですが、こういう条例を定めたときに、茂原市はそういうものを参考にするのかお伺いいたします。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。企画財政部次長 中村光一君。

○企画財政部次長（中村光一君） まず、行政運営と議会運営につきましては、それぞれ地方自治法に基づく市長と議会の権限というふうにされておりますので、市民等が行政運営、議会運営そのものを行うという趣旨ではございません。本条例は、前文にもございますように、市民が市政を議会及び市長に信託することが前提となっており、市民一人一人が自ら考え、自ら参加し、決定に関与し、自ら行動することが市民自治のまちづくりであるというふうに考えております。

それから、志木市の資料については、先日、三橋議員のほうからいただいて読ませていただきました。志木市の内容をちょっと申し上げますと、市職員は20年採用しないですとか、そのかわりに市民を行政パートナーとして雇ってというようなことだと思います。究極的には、こういうこともあるのかなという気はしますけれども、今この条例を策定する目的というのは、市長と議員については選挙で選ぶということで、今まで市民の声がなかなか細かくなかった行政サービスに届かないということが結構ありましたので、それを市の施策の決定過程で関与することを保証するというようなものだというふうに認識しております。

それから、志木市の場合には、調べさせていただきますと、当時の市長が1期でおやめになってから市民委員会とか行政パートナーについては廃止になっているというふうに認識しております。以上です。

○議長（森川雅之君） さらにありますか。三橋弘明議員。

○20番（三橋弘明君） 今の御答弁だと、若干、まちづくり条例をつくった人たちの思いと当局のギャップがあるのかなという感じがしておりますけれども、本条例は理念条例とか包括条例といいますけれども、条例の持つ重みは、私は違うと感じております。特に今、議会議員のお話がありました。この条例の中に第6章で、議会について取り上げております。今条例の議論の中で、議会基本条例は議会でということになり、その協議をし、素案がまとまりました。私は議会基本条例も必要性がないという立場でしたけれども、合議制の場ということで委員として出席しました。まとまりました条例案前文には、今言われましたように、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとと高らかに明記してあります。すなわち4年に一度の選挙で選ばれた市長と議員が市民の負託を受け、両輪の輪のごとく市政運営にあたるということで、市民、市民自治という言葉は出てきません。市民等を入れると三元制ということになるのかもしれませんが、本条例と議会基本条例は明らかに矛盾しております。おかしいことをおかしいと思わないことがおかしいわけで、この矛盾について見解を伺います。

○議長（森川雅之君） 企画財政部次長 中村光一君。

○企画財政部次長（中村光一君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、地方自治法において、市長と議会については権限が規定されております。したがって、本条例は法律の範囲を超えた権限を市民等に付与するものではございません。本条例における市民自治は、住民が立法府を構成する議員と行政の長を直接選挙で選ぶ二元代表制を大前提とした上でつくられておりまして、市民等が政策決定過程に関与するという趣旨のものになっております。したがって、三元制という御指摘には当たらないものというふうに考えております。以上です。

○議長（森川雅之君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第4号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第5号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第6号「茂原市立幼稚園保育料及び入園料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第7号「茂原市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第8号「茂原市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第9号「契約の締結について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 議案第9号、契約の締結ということでは、参考資料を見ますと、総合市民センターの耐震改修工事の内容で、入札した業者さんが日伸建設だと。消費税分も含めて3億9000万円余の入札価格も詳しく載っておりますが、ここで伺いたいのは、市民センターは住民が非常に利用している場所で、そのためにいろいろな要望も出てきております。苦情もそうです。この間、トイレは全部和式だったので、何とか洋式にしてほしいということを議会で質問しましたところ、前回の改修で洋式になっております。そういった改善も進められておりますが、いかんせん古い建物ですので、空調設備が非常に整っていない。夏は暑く冬は寒いという、要するに空調がストップしたりいろいろな不具合が出ています。資料を見ますと、きちんと空調の設備を改修すると、このように出ています。これはやっていただけると思うんです。

もう一つは、トイレ。洋式にはしていただいているんですけども、各階に北側と西側と2つあるんです。西側はきれいに改善していただきました。しかしながら、現在、北側は全部使用禁止になっている状態です。2つあるんですしたら、2つ利用させていただきたい。強引に入

る人もいますね。遠くまで行くのは大変だということで、ぜひトイレを何とか改修していただきたいという、せっかくやるんですから。資料を見ますと、トイレに関しては一切書いていないんですね。その他に入っているのかどうか、そこら辺を伺いたい。

それと、地元の業者さんです。しかし、1年間かかる大きな工事、これに関してはぜひ下請け業者、市内の業者を選定できるような、そういったことができるんでしょうか。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（森川雅之君） 当局の答弁を求めます。都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） 北側便所の改修につきましては、本契約内容に含まれておりますので、改修工事は実施されるところでございます。

また、下請業者の関係でございますけれども、建築工事には多くの工事がございまして、それぞれ下請業者との契約が必要となってまいります。下請業者につきましては、本契約者によるところでございますけれども、地域経済活性化の観点からも、できるだけ市内の下請業者を選定するように話をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森川雅之君） 再質問ありますか。平ゆきこ議員。

○5番（平ゆき子君） 今のお話ですと、地元の業者さんのほうもお話ししていただけるというようなことですので、答弁にもありましたように、地域経済活性化のためにも、なるべく地域の業者さん、下請けさんに仕事がいくような、せっかくこういった福祉施設、学校施設などはぜひ地元の業者さんにやっていただけるような、そういった選定ができるようお願いしたいと思います。これは要望です。

そしてもう一つは、トイレを改修していただける、ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

そこでもう一つ要望なんですけど、ぜひ洋式のほうにしていきたいなと、せっかくやっていただけるんですから。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森川雅之君） 都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） 便所の改修につきましては、ただいま洋式便器はございませんが、男子便所につきましては、今の和式を洋式に改修いたします。女子便所につきましては、現在和式が3カ所でございますけれども、洋式2カ所、和式1カ所にそれぞれ改修する予定でございます。

○議長（森川雅之君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第10号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております認定案第1号については、12人の委員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(十枝秀文君) それでは、申し上げます。2番小久保ともこ議員、3番田畑毅議員、5番平ゆき子議員、7番佐藤栄作議員、9番矢部義明議員、11番中山和夫議員、14番森川雅之議員、16番ますだよしお議員、17番腰川日出夫議員、20番三橋弘明議員、21番初谷智津枝議員、24番市原健二議員。以上です。

○議長(森川雅之君) 以上の12人を決算審査特別委員会委員に指名します。

続いてお諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、議案第10号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその審査を付託します。

お諮りします。ただいま付託しました議案のうち、認定案第2号から第7号については、議会運営委員会の協議に基づき、各所管委員会における閉会中の継続審査に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、認定案第2号から第7

号については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長（森川雅之君） 次に、議事日程第3「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明12日から16日までは報告書作成等のため休会したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は17日午後1時から開き、議案並びに請願・陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前11時43分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 一般質問

1. 平ゆき子議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 戦争法案について
- ② マイナンバーについて
- ③ 高齢者支援について

2. 認定案第1号から第7号、報告第1号並びに議案第1号から第10号までの 質疑後委員会付託

3. 休会の件

○出席議員

議長 森川雅之君

副議長 矢部義明君

1番	飯尾 暁君	2番	小久保 ともこ君
3番	田畑 毅君	4番	山田 広宣君
5番	平 ゆき子君	7番	佐藤 栄作君
8番	前田 正志君	10番	金坂 道人君
11番	中山 和夫君	12番	山田 きよし君
13番	細谷 菜穂子君	15番	鈴木 敏文君
16番	ますだ よしお君	17番	腰川 日出夫君
19番	深山 和夫君	20番	三橋 弘明君
21番	初谷 智津枝君	22番	竹本 正明君
23番	常泉 健一君	24番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	永長徹君
教育長	内田達也君	総務部長	豊田正斗君
企画財政部長	岡澤与志隆君	市民部長	相澤佐君
福祉部長	鈴木健一君	経済環境部長	西ヶ谷正士君
都市建設部長	佐久間静夫君	教育部長	野島宏君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	三橋勝美君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	中村光一君
企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	酒井宗一君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	片岡修君
福祉部次長 (子育て支援課長事務取扱)	鶴岡一宏君	経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	木島明良君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	石和田久幸君	都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	正林正任君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	藤乗裕喜君	職員課長	鈴木祐一君
財政課長	山田隆二君		

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	十枝秀文
主幹	河野宏昭
庶務係長	田中秀一